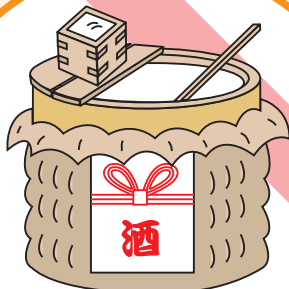


**有権者は
求めない!**

NO!

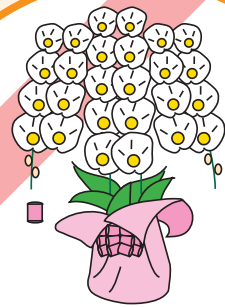
**政治家は
贈らない!**



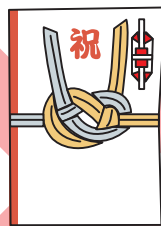
催し物への
寄附・差し入れ



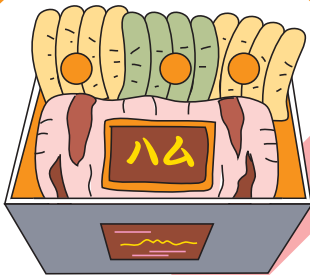
町内会の会合や
旅行会などへの
寸志・飲食物の
差し入れ



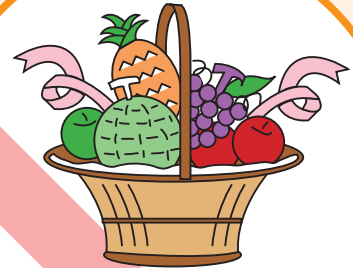
落成式・開店祝いの
花輪や御祝など



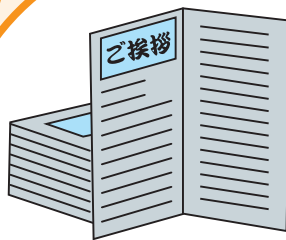
秘書や家族などが
代理で出席する場合の
結婚祝いや香典



お歳暮など



病気見舞い



挨拶を目的とする
有料広告

政治家が、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されており、違反すると処罰されます。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

NO!



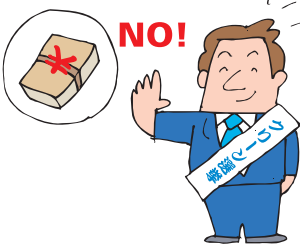
寄附の禁止

寄附ってな〜に?

「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附って何なの?



寄附とは、お金や物品など、もらう側にとって財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることだよ。だけど物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附にはあたらないよ。



政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためだよ。

どうして政治家は寄附をしてはいけないの?



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは?



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていたんだ。でも、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていたんだ。そこで法律が改正されて、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されているんだ。



寄附の禁止

こんなときは???

Q&A

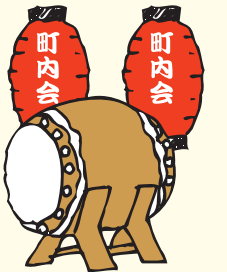
Q
A

政治家が、家族や秘書の名義で寄附することはできますか?
他の人の名義であっても、政治家が寄附することはできません。



Q
A

町内会の役員が、町内会の人たちによびかけて、祭りの寄附を集めることになりました。町内の住民の中には政治家もいるのですが、寄附を求めてもよいですか?

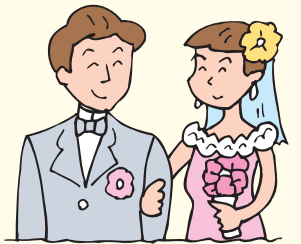


A

政治家に対しては、寄附を求めることはできません。

Q
A

政治家からの結婚祝や香典は寄附にあたりますか?
結婚祝や香典も寄附にあたります。なお、政治家が結婚披露宴や葬式に代理人を出席させて、結婚祝や香典を出すことは罰則の対象となります。



Q
A

趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家に2口(2,000円)を求めることはできますか?
会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は寄附にあたり、求めることはできません。



Q
A

政治家が町内の野球大会で、優勝者の持ち回りとするためのカップを貸与することはできますか?
物を貸すことも、利益を与えることとなるため寄附にあたりません。



政治家の 寄附の禁止

政治家が、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対するもの及び自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（食事に関するものは禁止）。

なお、政治家が親族や秘書などの名義で自分が寄附をしたり、政治家以外の人が政治家名義で寄附をすることも罰則の対象となります。

政治家に対する 寄附の要求の 禁止

政治家に対し寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威圧して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威圧して求めると罰則の対象となります。

政治家の 関係団体の 寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると罰則の対象となります（政党その他の政治団体に対する寄附は除かれます。）。

後援団体の 寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や理由がどのようなものであっても罰則の対象となります。

会社・団体が する寄附

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く）は、政党以外の者に対する「政治活動に関する寄附」は禁止されています。また、誰でもあっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種の団体に対して勧誘や要求をすることは禁止されています。

これらに違反して寄附をしたり要求したりすると罰則の対象となります。



編集・発行

東京都選挙管理委員会

<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp>

東京都選挙管理委員会 検索

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています
白色度80%再生紙を使用しています